

Title	ブラジル集団訴訟制度と企業法務が直面する諸問題
Sub Title	Brazilian "class action" system and the problems faced by business law
Author	Iwamizu, Mário Massanori(Maeda, Michiyo) 前田, 美千代
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2019
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.92, No.8 (2019. 8) ,p.9- 16
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法の現況 (二・完)
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190828-0009

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集 ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法の現況（二・完）

ブラジル集団訴訟制度と企業法務が直面する諸問題

マリオ・マサノリ・イワミズ

前田 美千代／訳

- 一 はじめに
- 二 ブラジル司法制度における集団訴訟の種類
- 三 集団訴訟の原告適格
- 四 集団訴訟の特長と企業側から見た問題点

一 はじめに

紹介にあずかりました、イワミズというものです。では、母語でスピーチを始めさせていただきます。どうぞよろしく願います。

このプレゼンテーションは、私自身の経験とともに、企業分野の裁判実務に携わる他の弁護士から得た情報に基づいております。

二 ブラジル司法制度における集団訴訟の種類

ブラジル司法制度における集団訴訟の種類についてお話しします。先ほど集団訴訟を専門とする研究者による多くの発表がありましたとおり、ブラジルには次に挙げる権利および利益を守るための方法として集団訴訟が存在することを説明させていただきます。

一つ目は、拡散的利益、例えば、健全な生活のための環境に対する権利など、集団に属する利益です。

二つ目としては、集合的利益、例えば、ある税金の納税者に関係した権利など、グループ、クラスやカテゴリ、あるいは専門カテゴリ、例えば弁護士、医師などに関する利益です。

三つ目には、同種個別的利益、こちらは例えば、市場に出された欠陥製品の購入者の権利など、出所を共通点とする利益です。

三 集団訴訟の原告適格

では、誰が集団訴訟を提起することができるのでしょうか。ブラジルの法律では、集団訴訟提起のために幅広い原告適格制度があります。多くの公的・私的団体のほか、先述の利益を守るために、少なくとも一年前に合法的に設立されたアソシエーション（民間団体）、その機関の目的に拡散的利益、集合的利益、同種個別的利益を守ることを含むアソシエーション（民間団体）が集団訴訟を提起することができます。⁽¹⁾

しかし、これらの機関のいずれかによって訴訟が提起されてしまうと、係争中の訴訟が存在するために、他の者は同種の訴訟を起すことができなくなります。

四 集団訴訟の特長と企業側から見た問題点

このような集団訴訟の特長といたしましては、次の二点を挙げることができます。

一つ目は、個別訴訟よりも大きい政治的な重みがあること⁽²⁾です。二つ目は、政策的安定性を脅かす判決の矛盾を避けるために、特定の法的争点に対する総合的な解決がなされること⁽³⁾です。これらは、企業にとっても有益な享受すべき集団訴訟の特長といえます。

企業の観点から見た集団訴訟における問題点ですが、同種個別的利益を保護するために、企業に対して提起される集団訴訟に次のような問題点を指摘することができます。

一つ目といたしましては、集団訴訟を提起することができる原告適格者の数が多い⁽⁴⁾ために、裁判外の解決の交渉が困難になります。なぜならば、得られた合意がその他の機関をも関係づけるべきであるにもかかわらず、それは実際には起こっていないからです。

二つ目といたしましては、集団訴訟の提訴者は裁判費用の免除を容易に受けることができる⁽⁵⁾ので、請求額を人的に引き上げることがあり、企業にとっては多額の訴訟費用を負わされる危険があります。

三つ目に申し上げたいのは、幾つかのテーマについて、その法律解釈が少し異なっているということです。そのようなテーマというのは、第一に、判決の効力の地理的限界⁽⁶⁾、第二に、集団訴訟と個別訴訟の関係⁽⁷⁾、そして第三に、拡散的利益又は集合的利益の精神的損害賠償⁽⁸⁾であり、これらの点については判例の立場が一致していません。

最後の四つ目ですが、検察庁あるいは一定の原告適格者と締結した行動調整合意に安定性がありません。なぜならば、別の原告適格者が当該合意の内容が不十分であるとして、同じ事実について新たな集団訴訟を起こすこ

とができてしまふからです。

(1) ブラジル消費者保護法典八二条本文で、原告適格として、検察庁(一号)、連邦政府、州、市町村及び連邦直轄区(二号)、連邦政府、州、市町村及び連邦区(三号)、及び、少なくとも一年以上前に合法的に設立された団体であつて、その目的が本法典が定める利益及び権利の保護を含むもの(四号)が定められている。三号はプロコンを想定しており、四号が民間消費者保護団体を想定している(訳者注)。

(2) 二〇一六年一〇月から施行された消費者裁判手続特例法の立法趣旨の一つとして、消費者は事業者と比べその情報収集能力及び交渉力が乏しく被害回復のための行動がとりにくくことが挙げられていた。判決結果が同一である場合に、集団訴訟判決の方が個別訴訟判決よりも政治的重みがあると考えられるとすれば、集団訴訟制度の機能として、被害回復のためのイニシアティブの側面のみで、消費者の交渉力の欠如を治癒するだけにはとどまらないといえよう(訳者注)。

(3) 同種個別的利益保護の集団訴訟の要件である「共通の原因」に関して、これは例えば工場爆発やビル倒壊のように、特定の時期に行つた一つの出来事を意味するものではなく、事実が密接に関連している限り法的に同一と評価され、時と場所は問わない。例えば誤認惹起広告では、異なる時間帯・地域で放送された場合でも、その広告を見るような全ての不特定多数の消費者との関係で「共通の原因」があることになる。ブラジルの集団訴訟制度は、アメリカ合衆国の場合と異なり、「争点クラス・アクション」であり、その適用範囲は、被告の責任を宣言することに限定される。そこで、勝訴の場合、集団の各メンバーが個別に因果関係及び損害を立証しなければならぬことになる。この手法は、大規模不法行為訴訟、ことに個別の因果関係と損害の問題が各メンバーについて特殊性を有する公害事件において、事実上、法律上及び証拠上の複雑性という深刻な問題を克服することが可能である。その一方で、少額請求の集団訴訟において、集団のメンバーが因果関係の立証及び損害の計算をして個別の執行の申立てを要することは深刻な欠点である。そこで、ブラジル法でも、アメリカ合衆国の法制に倣つて、裁判官に集団訴訟判決における損害賠償を決定する権限や、集団のメンバーに対し支払いを命じる権限を与えるべきであると主張がある(アントニオ・ジデイ／三木浩一、工藤敏隆、浦西洋行訳「ブラジルにおけるクラス・アクション」大陸法諸国のためのモデル

〔5〕国際商事法務三四卷二二号(二〇〇六年)一六五九頁参照)。なお、アメリカ合衆国においても、連邦最高裁によるクラス・アクションの承認基準の厳格化との関係で、その迂回のために、下級審レベルで「争点クラス・アクション」を認める判決が登場していることが指摘されている(太田洋、藤田美樹、松原大祐編著『消費者集団訴訟 特例法の概要と企業の実務対応』(商事法務、二〇一五年)二三四頁～三三七頁(訳者注))。

(4) 前掲(注1)参照(訳者注)。

(5) 消費者保護法典八七条では、「本法典の集団訴訟において、諸費用、手数料、鑑定費用及び他のあらゆる経費の予納は存在せず、また、悪意が証明される場合を除き、原告団体に弁護士費用、諸費用及び訴訟費用の支払義務も存在しない」と定める(訳者注)。

(6) 一九九七年九月一〇日の法律第9,494号二条により、一九八五年公共民事訴訟法一六条が改正され、「民事判決は、請求が証拠不十分により棄却されて、あらゆる原告適格者が新証拠により同一根拠で別訴を提起し得る場合を除き、判決を言い渡す機関の領域的管轄の限度で対世効を有する」と定められた。旧一六条に「判決を下した機関の領域的管轄の限度で」という部分が追加されたものである。すなわち、二〇〇一年暫定措置令(Medida Provisória)第二・一八〇—三五号により、一九九七年九月一〇日の法律第9,494号に二—A条が追加され、「その組合員の利益及び権利の保護のため、組合団体により提起された集団的性質を有する訴訟において下された民事判決は、訴訟提起日において、判決を言い渡す機関の領域的管轄内に住所を有する者のみを包含する」と定められた。一九九七年の法律は拡散的利益及び集合的利益に適用され、二〇〇一年の暫定措置令は同種個別的利益に適用されるべく改正されたものである。これに対して、学説からは、裁判管轄の概念と判決効の概念を混同すべきでないという批判されている(MANCUSO, Rodolfo de Camargo, *Manual do consumidor em juízo*, 5ª ed., São Paulo: Saraiva, 2013, p. 217; PELLEGRINI GRINOVER, Ada, “Da coisa julgada”, In: PELLEGRINI GRINOVER, Ada, VASCONCELLOS E BENJAMIN, Antônio Herman de, FINK, Daniel Roberto, BRITO FILIOMENO, José Geraldo, WATANABE, Kazuo, NERY JÚNIOR, Nelson, DENARI Zelmo, *Código Brasileiro de Defesa do Consumidor comentado pelos autores do anteprojeto*, Vol. II, Processo Coletivo, 10ª ed., Rio de Janeiro: Forense Universitária, 2011, pp. 189 e ss; MAZZILLI, Hugo Nigro, *A defesa dos interesses difusos em juízo*, 28ª ed., São Paulo: Saraiva, 2015, p. 497; LEONEL, Ricardo de

Barros, *Manual do processo coletivo*, 3ª ed., São Paulo: Revista dos Tribunais, 2013, p. 284; NERY JÚNIOR, Nelson; NERY Rosa Maria, *Código de Processo Civil anotado*, 8ª ed., São Paulo: Revista dos Tribunais, 2004)°。裁判例によつて、学説同様、裁判管轄と判決効を分離し、判決効は判決を言ふ渡した機関の領域的管轄を超えて対世的に及ぶとしたものゝあれば (REsp n° 218.492/ES, RT 799/192, rel. Pecanha Martins, j. de 18.2.2002; CC n° 26.842/DF, Conflito de Competência n° 1999/69326-4, rel. Waldemar Zveiter, relator para o acórdão Asfor Rocha j. de 10.10.2001, DJ de 5.8.2002, p. 194; CC n° 28.003/RJ - 1999/108113-0, rel. Nilson Naves, j. de 24.11.99, LEXSTJ 154/46; REsp n° 399.357/SP, 3ª Turma, rel. Min. Nancy Andriighi, j. 17.3.2009, DJ de 20.4.09)°。逆に判決を言ふ渡した機関の領域的管轄内に判決効を限定したものとあり (REsp n° 293.407/SP, 4ª Turma, rel. p/ o acórdão min. Ruy Rosado, j. de 22.12.2002, DJ de 7.4.2003, p. 290; AgrRG REsp n° 573.868/RS, j. de 15.10.09, DJ de 26.10.09; REsp n° 399.357/SP, j. de 14.12.09)°。評価が定まらなかつた。学説によれば、消費者保護法典と公共民事訴訟法間の規定の共通適用を目指した消費者保護法典一一七条(一九八五年七月二四日の法律第7347号(公共民事訴訟法のこと))に次の条文が追加される。二一条 消費者保護法典を創設する法律の第三編の規定は、その適用が可能である限り、拡散的、集合的及び個人的な権利及び利益の保護に適用される)から明らかのように、一九九七年九月一〇日の法律第9494号は、消費者保護法典の集団訴訟制度により採用された体系を何ら変更するものではなく、公共民事訴訟法についても同様となる(訳者注)。

(7) イベロアメリカ集団訴訟モデル法典(二〇〇四年)では、集団訴訟と個別訴訟の関係に関する明文規定を置いている(三一条)。同条本文では「集団訴訟は個別訴訟にとつて重複起訴とならないが、集団訴訟の判決効(三三三条)は、集団訴訟の現実の認識から起算して、三〇日以内にその中止が要請されない限り、個別訴訟の原告に利益を与えない」と定め、同条補項で「同一根拠に基づく集団訴訟の存在に関して個別訴訟の裁判所に通知することが被告の義務であり、これをしなかった場合、個別の原告は、個別の請求が棄却された場合であっても、集団訴訟の判決効の利益を受ける」と定める。当該モデル法典の公表の翌年、同じ起草者グループ(アダ・ペレグリーニ・グリノーヴェル、カズオ・ワタナベ及びアントニオ・ジデイ)によつて策定されたブラジル集団訴訟法典草案(二〇〇五年)でも、集団訴訟と個別訴訟の関係に関する明文規定を置いているが(六条)、イベロアメリカ集団訴訟モデル法典よりも詳し

の文言にならざる (PELLEGRINI GRINOVER, Ada; MENDES, Aluisio Gonçalves de Castro; WATANABE, Kazuo, *Direito Processual Coletivo e o Anteprojeto de Código Brasileiro de Processos*, São Paulo: Revista dos Tribunais, 2006)。六条では、本文で「集団訴訟は、その原告の固有かつ特殊な権利又は利益について提起される個別訴訟に比べて重複起訴 (itispidência) とならないが、集団的判決効 (法典草案一三条) は、個別訴訟記録における集団訴訟の現実の認識から起算して、三〇日以内にその中止が要請された場合を除き、個別訴訟の原告に利益を与えない」と定める。そして、同条三項で「裁判所は、職権で、担当判事のイニシアティブ又は当事者の請求により、あらゆる場合において、対審の開廷後に、同一法益に関する集団訴訟が行われていた場合、その固有の性質又は法律の効果により、それに関する諸問題が統一かつ包括的に決定されるべき、一致性のある実質的法律関係に関連する利益又は権利の保護が訴求される個別訴訟の中止を決定することができる」と定め、続く四項で「前項の場合において、訴訟の中止は、集団訴訟判決の既判力発生まで継続し、その時以前に原告が個別訴訟を再開することは禁止される」と定める。六条三項にいう「固有の性質」とは、例えば、株主総会決議の無効を求める一株主による個別訴訟や、環境被害(公害)による個別の損害賠償ではなく公害を引き起こす行為の中止を求める個別訴訟を例に挙げることができる。また、同「法律の効果により」については、ブラジルで実際に問題となった電話料金値上げの事例を挙げることができる。電話料金改定に関する権限は、特別法により、ブラジルの国家機関である通信省 (Anatel) がこれを有し、各利用者と個別契約を締結する委託業者には料金改定権限がない。このような「法律の効果により」委託業者の一方的な値上げとはいえない場合に、料金改定について委託業者に対し提起された各利用者の無数の個別訴訟について、個別事情に照らして異なる判断を下すことは不当であり、「統一かつ包括的に決定されるべき」ことになる。この問題に関しては、最高裁判所の拘束的(重要)判決要旨 (Sumula Vinculante) 二七号が出ており、「通信省 (Anatel) が、必要的共同被告でも補助参加人でも訴訟参加人でもない場合に、州裁判所は、公共電話サービスの委託業者と消費者の間の係争を裁定する権限を有する」ことになっている。以上より、集団訴訟法典草案六条と同条三項・四項を参考とすれば、一致性を有する包括的法律関係 (relação jurídica global indivível) の場合に、消費者保護法典一〇四条の規定は適用されないと考えるべきであろう。端的に言ってしまうえば、最も適切な解決法は、一致性を有する包括的法律関係に関連する個別訴訟の禁止であろうが、集団訴訟法典草案六条三項にいうように、裁判官の

判断による訴訟中止の決定で禁止と同等の効果が得られるとある。(WATANABE, Kazuo, "Do processo individual de defesa do consumidor". In: PELLEGRINI GRINOVER, Ada, VASCONCELLOS E BENJAMIN, Antônio Herman de, FINK, Daniel Roberto, BRITO FILOMENO, José Geraldo, WATANABE, Kazuo, NERY JÚNIOR, Nelson, DENARI, Zelmo, *Código Brasileiro de Defesa do Consumidor comentado pelos autores do anteprojeto*, Vol. II, Processo Coletivo, 10ª ed., Rio de Janeiro: Forense Universitária, 2011, pp. 20-23) (訳者注)。

(8) 拡散的利益又は集合的利益的の精神的損害の賠償額の確定は、鑑定人の支援のもと、裁判官による(鑑定評価に基づく)裁量によって行われる。拡散的利益の侵害に基づく集団訴訟で命じられる金銭賠償には、損害の填補的賠償ではなくて制裁的機能(& 予防的機能、教育的機能)があるとされている(判例・学説)。そのため、賠償金算定のための裁量と基準に関して、①侵害の性質、重大性及び反響、②侵害者の経済的状况、③不当行為により得られた利益、④故意・過失の程度、違法行為の反復性、⑤侵害行為の社会的非難可能性の程度が勘案されることになる。このことの帰結として、類似事案にもかかわらず判決によって賠償額にかなりの開きがあるという問題が生じる。そのため、民事や刑事など連邦法解釈に関する最高裁にあたる連邦高等司法裁判所判決では、「精神的損害に対する賠償額は、その額が一方で少額すぎる場合や、他方で明らかに高額である場合に、連邦高等司法裁判所のコントロールに従う」と判示する(STJ-REsp. n. 443095-SC, 4ª T. Rel. Min. Barros Monteiro, DJ 1442003) (訳者注)。

〔付記〕本研究は二〇一六年度慶應義塾大学学事振興資金(共同研究)「ブラジルにおける消費者被害救済のための制度的な金銭支払制度の研究」(J-SIAS 科研費 JP16H03574, JP25870721, JP21730092, JP18K01224 の助成を受けたもの)による。